

都道府県・政令指定都市名	14 堺市
--------------	-------

時点:2022年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 ( 室 ) 名	市民人権局 男女共同参画推進部 男女共同参画推進課
担 当 職 員 数	7 人 (専任 7 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	堺市男女共同参画推進庁内委員会
設置年月日(西暦)・根拠	1984年6月4日 根拠: 堺市男女共同参画推進庁内委員会要綱
長 の 役 職	担任副市長

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

機 関 ・ 会 等 の 名 称	堺市男女平等推進審議会
設置年月日(西暦)	2002年10月1日
構 成 員	10 人 (女性 6 人、男性 4 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 ( 西 暦 )	2022 年 4 月 ~ 2027 年 3 月	
名 称	第5期さかい男女共同参画プラン	
改定・見直しの予定時期	2027年3月	未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1	
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成		

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例
	公 布 日 ( 西 暦 )	2002年3月28日
	施 行 日 ( 西 暦 )	2002年4月1日
	最 終 改 正 日 ( 西 暦 )	
	改 正 内 容	
	改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦):	年 月
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況:
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

	調査時点コード	1:2022年4月1日	2:その他(西暦)	
目 標 値	(西暦) 2026 年度まで	45 %		
根 拠	堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例(H14.3.28)第5期さかい男女共同参画プラン(R4.3)			
目標設定の対象である審議会等の範囲	地方自治法第138条の4第3項に基づき設置されている審議会等、その他法律・条例・規則に基づき設置される付属機関			
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数( 80 )うち女性委員を含む審議会等数( 79 )	
			延総委員等数( 1,356 )延女性委員等数( 586 ) 女性比率( 43.2 )	
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数( 80 )うち女性委員を含む審議会等数( 79 )	
			延総委員等数( 1,356 )延女性委員等数( 586 ) 女性比率( 43.2 )	
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数( 17 )うち女性委員を含む審議会等数( 17 )	
			延総委員等数( 749 )延女性委員等数( 337 ) 女性比率( 45.0 )	
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数( 6 )うち女性委員を含む審議会等数( 5 )	
			延総委員等数( 61 )延女性委員等数( 7 ) 女性比率( 11.5 )	
目標値以外の目標設定	女性委員比率が40%以上の審議会の数の割合 目標値80%			
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	2	有の場合、1. 公表 2. 非公表
	人材名簿が有る場合	掲載人数	人	( 年 月現在)
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	2	
		委員の公募(1. 有 2. 無)	1	
		そ の 他	( )	

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

	調査時点コード	1:2022年4月1日	2:その他(西暦)										
	管理職総数	(人)	女 性 管 理 職 の 内 訳										
			うち女性管理職数(人)	女性比率(%)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
	(A)=(C+E+G)	(B)=(D+F+H)	(B/A)	(人)	うち女性数(D)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(F)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(H)	女性比率(%)	
本庁	計	423	85	20.1	100	22	22.0				323	63	19.5
	うち一般行政職	347	52	15.0	82	19	23.2				265	33	12.5
支庁・地方事務所等	計	168	26	15.5	30	6	20.0				138	20	14.5
	うち一般行政職	90	18	20.0	21	6	28.6				69	12	17.4
全体	計	591	111	18.8	130	28	21.5	0	0		461	83	18.0
	うち一般行政職	437	70	16.0	103	25	24.3	0	0		334	45	13.5
再掲	警察関係	0	0										
	教育委員会	52	14	26.9	13	3	23.1				39	11	28.2

## 問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2022年4月1日			2:その他(西暦)		
		課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	係長相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)
		本庁	計	443	106	23.9	738
	うち一般行政職	287	54	18.8	482	116	24.1
支庁・地方事 務所等	計	183	25	13.7	348	103	29.6
	うち一般行政職	82	14	17.1	191	94	49.2
全体	計	626	131	20.9	1086	329	30.3
	うち一般行政職	369	68	18.4	673	210	31.2
再掲	警察関係						
	教育委員会	80	25	31.3	84	36	42.9

## 問7-3 新規昇任者数(2021年4月1日～2022年3月31日)

		課長相当職			課長補佐 相当職			係長相当職		
		(人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	(人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	(人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)
本庁	計	58	21	36.2	74	24	32.4	106	40	37.7
	うち一般行政職	37	8	21.6	50	13	26.0	60	19	31.7
支庁・地方事 務所等	計	16	3	18.8	20	5	25.0	33	11	33.3
	うち一般行政職	13	3	23.1	10	2	20.0	17	8	47.1
全体	計	74	24	32.4	94	29	30.9	139	51	36.7
	うち一般行政職	50	11	22.0	60	15	25.0	77	27	35.1
再掲	警察関係									
	教育委員会	5	3	60.0	11	3	27.3	17	11	64.7

## 問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務 成績	昇任 試験		昇格 試験		部局等の 推薦	経 年 数	遠隔地で の長期研 修(4週間 以上)	遠隔地で の 勤務経験	本人の希 望	その他
		面接 のみ	面接 以外	面接 のみ	面接 以外						
課長級	○					○	◎			○	昇任選考を実施している。
補佐級	○					○	◎			○	昇任選考を実施している。
係長級	○		○			○	◎			○	昇任試験及び昇任選考を実施している。

## 問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2021年4月1日～2022年3月31日)

	全受験者 数(人)	女性受験 者数(人)	女性 受験率 (%)
昇任試験	831	324	39.0
昇格試験			

## 問7-6 女性公務員の採用状況(2021年4月1日～2022年3月31日)

	総 数 (人)	うち女性 数(人)	女性比率 (%)
全 体	259	134	51.7
うち 上級	200	101	50.5
うち一般行政職	158	86	54.4
うち 上級	143	78	54.5
うち警察関係			
うち 上級			

## 問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	---

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規 則 名	「堺市職員旧姓使用取扱要綱」、「堺市職員通称名使用取扱要綱」
該当部分の条文(本文)	<p>○「堺市職員旧姓使用取扱要綱」 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、職務遂行上、従前の氏(以下「旧姓」という。)を使用する場合の手續等について必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の範囲) 第2条 職員は、次に掲げる場合を除き、文書等において旧姓を使用することができる。 (1) 文書等において旧姓を使用することにより、法令、条例等の規定に違反するおそれがある場合 (2) 文書等において旧姓を使用することにより、外部の機関等との関係から、円滑な事務の遂行に支障をきたすおそれがある場合 (3) 前2号に掲げるもののほか、実務上特段の支障が生じると認められる場合 ○「堺市職員通称名使用取扱要綱」 (趣旨) 第1条 この要綱は、性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律(平成15年法律第111号)第2条に規定する医師の診察の結果、性同一性障害者と診断された職員が、戸籍法(昭和22年法律第224号)第107条の2の規定により戸籍上の名を変更するまでの間、職務遂行上、当該戸籍上の名と異なる名(以下「通称名」という。)を使用する場合の手續等について必要な事項を定めるものとする。 (通称名使用の範囲) 第2条 通称名を使用することができる文書等は、通称名を使用しても法令、条例等の規定に違反するおそれのないもので、公権力の行使に関する文書、職員の公務員としての地位又は権利義務に関する文書その他職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を生じさせるおそれのあるもの以外のものうち人事部長が指定するものとする。</p>

問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード 1:2022年4月1日 2: その他(西暦)

防災・危機管理部局 職員数(人)	うち女性数		うち管理 職数(人)	うち女性数	
	(人)	女性比率 (%)		(人)	女性比率 (%)
16	4	25.0	4	1	25.0

## 問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	堺市男女共同参画交流の広場		愛称・通称					
設置年月日(西暦)	2000年10月11日		施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設			
所在地等	郵便番号：599-8123 住 所：大阪府堺市東区北野田1077 アミナス北野田3階 電話番号：072-236-8266 FAX番号：072-236-8277 ホームページ： <a href="http://www.city.sakai.lg.jp/shisei/jinken/danjokyodosankaku/sodan">http://www.city.sakai.lg.jp/shisei/jinken/danjokyodosankaku/sodan</a>							
管理・運営主体	1. 施設管理○ 直営(担当部局名：総務局 行政部 ) 指定管理者(名称： ) その他( ) 2. 事業運営 直営(担当部局名： ) 指定管理者(名称： ) ○ その他( 業務委託 )							
職 員 数	常勤	0 人、	非常勤	23 人	予算額	2022年度	6,747	千円
主な事業	○ 1. 広報啓発(主な事項) ひろばだよりの発行 ) ○ 2. 講座(主な事項) ) ○ 3. 相談事業(主な事項) 女性の悩み相談、男性の悩み相談 ) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項) 資料、図書等の閲覧、貸出 ) ○ 5. 苦情処理(主な事項) ) ○ 6. 交流促進(主な事項) 利用グループ交流会 ) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項) ) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項) ) ○ 9. 調査研究(主な事項) ) ○ 10. その他(主な事項) 活動の場の提供 )							
男女共同参画・女性に関するもの	※ 実施しているもの：○							

## 問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置(2件目)

名 称	堺市立男女共同参画センター		愛称・通称	コクリコさかい				
設置年月日(西暦)	1980年9月1日		施設形態	1	1. 単独施設 2. 複合施設			
所在地等	郵便番号：590-0955 住 所：大阪府堺市堺区宿院町東4丁1-27 電話番号：072-223-9153 FAX番号：072-223-7685 ホームページ： <a href="https://www.city.sakai.lg.jp/smph/kosodate/shogai/shiryou_etc/shisetu/danjokyocenter/gaiyou.html">https://www.city.sakai.lg.jp/smph/kosodate/shogai/shiryou_etc/shisetu/danjokyocenter/gaiyou.html</a>							
管理・運営主体	1. 施設管理○ 直営(担当部局名：市民人権局 男女共同参画推進部 ) 指定管理者(名称： ) その他( ) 2. 事業運営○ 直営(担当部局名：市民人権局 男女共同参画推進部 ) 指定管理者(名称： ) ○ その他( 一部事業委託 )							
職 員 数	常勤	4 人、	非常勤	3 人	予算額	2021年度	76,810	千円
主な事業	○ 1. 広報啓発(主な事項) 広報誌「フェミナ」の発刊 ) ○ 2. 講座(主な事項) 堺自由の泉大学、男と女のエンパワーメント講座、ステップ・アップ・スタディ ) ○ 3. 相談事業(主な事項) 男女共同参画センター相談業務 ) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項) 資料、図書等の閲覧、貸出 ) ○ 5. 苦情処理(主な事項) ) ○ 6. 交流促進(主な事項) コクリコさかいのつどい、国の男女共同参画週間事業、小中学校体験学習 ) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項) ) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項) ) ○ 9. 調査研究(主な事項) ) ○ 10. その他(主な事項) 国際ガールズ・デー イベントの実施 )							
男女共同参画・女性に関するもの	※ 実施しているもの：○							



問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況

※該当するもの：○

項目の設定

1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
	(5) その他(内容:)	

↓ (具体的に実施している内容:○)

	問14-1	問14-2	問14-3	問14-4
	1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得			○	
② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得				
⑤ 役員に占める女性割合に関する項目				
⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目				
⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)				
⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
⑩ 短時間正社員制度の導入				
⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)				
⑬ その他			○	

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		2	2
選定等の基準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		
	3 役員に占める女性割合に関する項目		
	4 管理職に占める女性割合に関する項目		
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組		
	6 その他「登用促進等」に関する項目		
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組		
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組		
	9 短時間正社員制度の導入		
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組		
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		
	12 その他		

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称

→ 「企業の表彰制度」の具体的な名称

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	2	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称
2 現在はないが、今後検討する			上記以外の具体的な名称

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名称	堺市男女共同参画に関する市民意識実態調査
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1	定期の場合	5 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ( )			

## 問18-1 2022年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ 情報誌(Windy)の作成 ・ ひろばだよりの発行 ・ 女性に対する暴力をなくす運動(パープルリボンキャンペーン) ・ 国際女性デー	情報発信・意識啓発 情報発信・意識啓発 公用車への啓発磁気シートの貼付・パネル展示・懸垂幕の掲出・職員の名札への啓発バッジ着用・庁内放送でのアナウンス等 国連が定めた記念日である「国際女性デー」に、あらゆる分野において男女が平等にできる男女共同参画社会に実現を目的とした啓発活動実施予定。		令和4年12月 令和4年8月、令和5年2月 令和4年11月 令和5年3月
2. 表彰 ・			
3. 講座 ・ さかい男女共同参画週間事業 ・ デートDV等予防出張セミナー ・ 男女共同参画リーダー養成講座	男女共同参画社会の実現に向けた講演会やワークショップ等の実施。 堺市内の小学校、中学校、高校、大学、専門学校の学生を対象に、専門知識を持つ団体等から講師を派遣し、DV、デートDV、性暴力の予防啓発セミナーを実施。 社会のあらゆる分野におけるジェンダーを正しく理解し、性別にとらわれないことと自分らしい生き方を創造するための気づきを与え、ジェンダーに敏感な視点を持ち、地域において男女共同参画を推進する人材を養成する。		令和4年1月 令和4年4月1日～令和5年2月28日 令和4年10～11月
4. 相談事業 ・ 女性の悩み相談 ・ 男性の悩み相談	カウンセラーによる女性専用の面談相談 カウンセラーによる男性専用の面談・電話相談		(通年)毎週火曜日:10～13時、14～16時 第1・3火曜日は18～20時 第1・2・3金曜日:17～20時 (通年)第1・3木曜日:18～21時 第4土曜日:14～17時
5. 情報収集・提供 ・ 男女共同参画交流の広場	情報提供・活動の場の提供		随時
6. 苦情処理 ・ 男女平等に関する苦情・相談処理制度	市が行う男女平等推進施策などに関する苦情、性別による差別的扱いに関する相談		随時
7. 交流促進 ・ 男女共同参画交流の広場登録グループ交流会	地域で活動するグループの交流・情報交換		令和5年3月
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ 男女共同参画推進講師派遣事業	男女共同参画をテーマにした学習会、講演会、セミナー等を主体的に実施する団体に対し、講師を派遣し、その謝礼金の一部を負担する。		令和4年7月～令和5年2月
9. 国際交流・海外派遣事業 ・			
10. 調査研究 ・			
11. その他 ・ 女性活躍推進事業	市内事業書による情報発信、情報共有のためのネットワークを構築する。		

## 問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

議 会 名		堺市議会	
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無		1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間  【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。		1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	2
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無		1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1
規 則 名		堺市議会会議規則	
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無		1. あり 2. なし 3. その他( )	2
規 則 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
議会の欠席事由として、明記した規定の有無			
		1 明記した規定がある。 2 明記した規定はないが、運用上認めている。 3 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4 明記した規定がなく、過去に事例がない。	
	配偶者の出産		1
	育児		1
	家族の看護		1
	家族の介護		1
	疾病		1
	その他		0
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	2
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況		1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	2
議会におけるハラスメント防止に関する取組		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	1
行っている取組 ※実施しているもの:○		1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っている。 4. その他 ( )	○
規 則 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
(ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っている場合) 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用		1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	2
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	1
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	2
規 則 名			
条本文文			
政治分野の男女共同参画のために実施していること			



問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

1	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等)〔 〕
計画、指針名	堺市地域防災計画
該当部分の規定	(4)男女共同参画推進課・男女共同参画センター ア 男女共同参画の視点による災害対策に関すること。 イ 男女共同参画の視点による地域の防災組織の活動支援に関すること。 ウ 男女共同参画の視点による災害対応の連絡調整に関すること。

調査時点コード: 

1. 2022年4月1日 2. その他(西暦)( )

## 1. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
	1 市町村防災会議(会長を含む)	60	27	45.0	
	市町村防災会議(委員のみ)	59	27	45.8	
	2 民生委員推薦会	14	6	42.9	
	3 国民健康保険事業の運営に関する協議会	20	3	15.0	
	4 地方社会福祉審議会	39	12	30.8	
	5 土地利用審査会	5	3	60.0	
	6 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	30	13	43.3	
	7 公害健康被害認定審査会	10	2	20.0	
×	8 地方港湾審議会				
×	9 土地区画整理審議会				
	10 建築審査会	7	3	42.9	
	11 開発審査会	7	4	57.1	
	12 市町村都市計画審議会	20	6	30.0	
	13 介護認定審査会	395	199	50.4	
	14 精神医療審査会	20	8	40.0	
	15 市町村国民保護協議会	37	17	45.9	
	16 地方独立行政法人評価委員会	5	2	40.0	
	17 感染症診査協議会	10	4	40.0	
×	18 市街地再開発審査会				
	19 障害支援区分審査会	65	26	40.0	
×	20 児童福祉審議会				
	21 行政不服審査会	5	2	40.0	
	22				
	23				
	24				
	25				
	26				
	27				
	合 計	749	337	45.0	
	女性委員0の審議会数	0			

## 2. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数等

	委員会等名	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	5	3	60.0	
2	選挙管理委員会	32	1	3.1	
3	人事委員会又は公平委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	農業委員会	14	1	7.1	
6	固定資産評価審査委員会	3	1	33.3	
	合 計	61	7	11.5	
	女性委員0の委員会数	1			